

国不入企第17号  
令和4年6月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針  
の一部変更等について (通知)

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(以下「適正化指針」という。)は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、公共工事の入札及び契約において講ずべき措置等を明らかにしたものであり、令和4年5月20日にその一部変更が閣議決定されたところです(別添1を参照。)

これを踏まえ、法第20条の規定に基づき、各省各庁の長、法人を所管する大臣及び地方公共団体に対し、別添2のとおり要請しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、法及び適正化指針の趣旨を十分に踏まえ、適切に対応いただくとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

(別添1)公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

(別添1参考1)公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針)新旧対照表

(別添1参考2)公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針)変更の概要

(別添2-1)公共工事の入札及び契約の適正化の推進について 各省各庁の長宛て

(別添2-2)公共工事の入札及び契約の適正化の推進について 地方公共団体宛て

別添1～別添2-2は下線をクリックしてご覧ください

